

所長指示第 11 号

令和 7 年 3 月 13 日

福岡拘置所長

「被収容者テレビ視聴要領」の制定について

標記について、下記のとおり定め、即日施行することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、令和 6 年 7 月 29 日付け当職指示第 90 号「被収容者テレビ視聴要領」の制定については、同日付けで廃止する。

記

1 工場就業者

テレビ番組については自由選択とする。ただし、事前に不許可とした番組については、視聴を認めない。

(1) 昼間の工場テレビ視聴時間

ア 工場就業者（炊事就業者を除く。）

昼食開始から午後零時 20 分まで、食堂等で視聴させる。

イ 炊事工場就業者

全就業者が休憩、昼食のため、工場食堂内に入室している時間帯全て。ただし、一人でも工場内で就業している場合はこの限りでない。

ウ 居室棟衛生係就業者

昼食開始から 20 分間、居室内で視聴させる。

(2) 就業日（矯正指導日を含む。）夜間の視聴時間

夕点検終了後から午後 8 時 57 分まで、居室で視聴させる。ただし、食事、点検時を除く。

(3) 土、日曜日、祝日の視聴時間

午前 9 時から午後 8 時 57 分まで、居室で視聴させる。ただし、食事、点検時を除く。

(4) 炊事工場振替休日者の視聴時間

炊場工場振替休日者の視聴時間については、前記(3)に準ずる。

(5) 準開放寮収容中の者は、居室以外の場所に設置されたテレビを視聴することを認める。

2 釈放前指導期間中（仮釈放及び満期釈放）の受刑者

テレビ番組については自由選択とする。ただし、事前に不許可とした番組については、視聴を認めない。

(1) テレビ視聴時間

ア 平日の視聴時間は、1の(2)に準ずる。

イ 土曜日、日曜日、休日（祝日を含む）の視聴時間は、1の(3)に準じる。

(2) テレビの視聴停止・再開

心情不安定及びその他不適当と認められるときは、処遇審査会の議を経て、視聴を停止することができる。

また、停止後の再開についても、処遇審査会の議を経て決定する。

(3) 視聴場所

A 西棟3階釈放前教育寮（ももち寮）又は指定された居室内

3 テレビの設置及びコード等の取扱いについて

(1) 自営作業就業者のテレビは、各居室に備え付けるものとする。

(2) テレビの設置位置は、廊下側からテレビの画面が見える位置とする。

4 視聴要領

(1) テレビ視聴該当者の各居室に、遵守すべき事項及び取扱上の注意事項等を記載した「テレビ視聴心得」（別紙）を備え付ける。

(2) 音量は、隣の居室等に迷惑をかけない程度の音量とし、視聴しながら拍手をしたり、大声を発したりすることは認めない。

(3) 「テレビ視聴心得」を遵守しない者、テレビ等を故意又は重大な過失で破損又は故障させた者には視聴を認めない。ただし、本人の心情を勘案し、処遇審査会の議を経て視聴を再開することを認める。

(4) 反則行為調査中、懲罰執行中及び休養中の者には、視聴を認めない。

5 その他

制限区分第1種又は第2種上に指定されている受刑者で延灯の許可を受けている者については、午後10時までテレビ視聴を許可するが、必ずイヤホンを使用させて隣室等で就寝中の者へ迷惑が掛からないよう物音等には注意させること。

6 支所における取扱い

小倉拘置支所に収容する被収容者のテレビ視聴要領については、本要領に準じ、自所の実情に合わせて定めるものとする。

別紙

## テレビ視聴心得

### 1 遵守すべき事項

#### (1) 番組選定

ア 各居室における番組選定については、自由選択とするが、不許可にした番組は、視聴を禁止する。

イ 教科目的に視聴させる番組については、感想文等を作成させる場合があるので、その指示に従うこと。

#### (2) 視聴時間

ア 就業日（矯正指導日を含む。）は、夕点検終了後から就寝前までとする（ただし、食事時間中は除く。）。

イ 土曜日、日曜日、休日（祝日を含む。）は午前9時から就寝まで（ただし、食事時間中及び点検時は除く。）とする。

ウ 炊事係免業者の視聴時間については、前記イに準ずる。

### 2 注意すべき事項

(1) テレビ視聴が視聴覚教育の一環として、社会知識の吸収、情操の涵養及び健全な娯楽であることを踏まえ、番組の選定は皆で話し合っ行うこと。

(2) いたずらに配線やその他の機械部分を触らないこと。

(3) いたずらに音量を大きくしたり、拍手をしたり、奇声を発したりしないこと。

(4) 室内においては、横臥しての視聴を許可するが、布団に寄り掛かったり、足を布団の上に乗せるなど、不体裁な格好での視聴はしないこと。

(5) 視聴するときは、テレビ画面が廊下側から見える位置で視聴すること。